

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 209 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分 00 秒です。

今回のテーマ： 震災に係る会計処理の留意点

東日本大震災の発生から 5 ヶ月、義援金の支出や被災生徒の受入に係る処理など、具体的な会計処理について、当法人にもお問合せをいただいております。今回は特にご質問の多かったものについて、留意点をまとめました。これらは一般的な処理ですので、所轄庁から指示が出ている場合には、そちらに従ってください。

■保険金の受取り

地震保険等の保険金が確定し、交付された場合には「雑収入 - その他の雑収入」で処理することになります。ただし多額の場合は、大科目「雑収入」の中に小科目「地震保険金」等を設定することが適当です。多額かどうかの判断については、具体的な数値を提示することはできませんが、学校法人の規模等をふまえ、当該収入が総資産額や収入全体に占める割合などから判断してください。計上部門については、部門が特定される場合にはその部門に、特に限定されない場合は、合理的な方法により各部門に按分して計上することになります。

■義援金の支出について

文部科学省所轄法人の場合、学校法人が寄付金を支出する場合はあらかじめ「寄付金支出届出書」を提出する必要があります。（私立大学等経常費補助金取扱要領 12）震災義援金の支出についても、1 件あたりの金額（同一相手への同一年度内の寄付金支出の合計）が 500 万円を超える場合は、届出が必要になりますのでご注意ください。

※届出の要否について、都道府県知事所轄法人の場合は、各都道府県の担当部署にご確認ください。

■授業料等の免除

- 被災した学生生徒等に対して、授業料等の免除・奨学金の給付を行う場合は、教育研究経費 - 奨学費で処理します。免除申請書などの書類の整備はもちろん、稟議を行うなどのしかるべき承認手続が必要なことは通常と同じです。
- 授業料等の免除や奨学金の給付を行う際には「学費減免規程」「奨学金規程」といった諸規程の整備は必須ですが、災害による免除などにも対応できるよう、対象期間や金額（被害の程度によって考慮するのであればその旨）などを明記しておくことをお勧めいたします。これを機に、現在運用されている規程を含め、再度規程の内容確認や見直しをご検討ください。
- 学生生徒等納付金に該当しないもの、たとえばスクールバス利用料や学生寮費を免除する、被災学生のためにアパートを借りる、といった場合は、教育研究経費の奨学費の他に、管理経費の中の該当科目（例：補助活動費、学生寮費、賃借料など）で処理することも可能です。学校法人の判断に委ねられますので、処理の継続性を念頭に置き、実態に合わせてご検討ください。いずれにせよ、純額処理ではなく総額で処理することが望ましいと思われまます。
- 震災にかかる授業料減免事業に対しては補助金が交付されるようです。被災学生に不利益が生じないように、これらを有効にご活用ください。

お見逃しなく！

4 月に入ってからの余震により校舎などが損壊し急遽大規模な修繕が必要になったり、これまでに記載した処理を行ったりした結果、当初予算外の収入・支出が見込まれるケースが出てくると考えられます。予備費の使用等で対応できない場合は、予算の補正を行うことが望まれます。